

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成30年3月市議会定例会へ一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例を上程するため、本案を提出します。

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

平成30年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項及び第3項並びに第30条第2項の規定に基づき、一宮市いじめ問題対策連絡協議会、一宮市いじめ問題対策調査委員会及び一宮市いじめ問題再調査委員会を設置するため、本案を提出する。

# 一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 一宮市いじめ問題対策連絡協議会(第2条―第8条)
- 第3章 一宮市いじめ問題対策調査委員会(第9条―第13条)
- 第4章 一宮市いじめ問題再調査委員会(第14条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条)
- 付則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、一宮市が設置する一宮市いじめ問題対策連絡協議会その他組織に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 一宮市いじめ問題対策連絡協議会

### (設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に一宮市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を推進し、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を協議するものとする。

### (組織)

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (連絡協議会の委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

- 2 連絡協議会の会議は、会長及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 連絡協議会は、特に必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 一宮市いじめ問題対策調査委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に一宮市いじめ問題対策調査委員会(以下「対策調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第24条に規定する調査に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

(委員長)

第11条 対策調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、対策調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第12条 対策調査委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について対策調査委員会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第13条 第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、対策調査委員会について準用する。この場合において、第4条第1項中「15人」とあるのは「5人」と、第7条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 第4章 一宮市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第14条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、一宮市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第15条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(任期)

第16条 再調査委員会の委員の任期は、前条の事務が終了したときまでとする。

(準用)

第17条 第4条、第7条、第8条及び第11条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第4条第1項中「15人」とあるのは「5人」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第7条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務部」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、対策調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策調査委員会又は再調査委員会に諮って定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中49の項を52の項とし、37の項から48の項までを3項ずつ繰り下げ、36の項の次に次のように加える。

37	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 13,000
38	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 15,000
39	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 15,000

(付則第2項関係) 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号) 新旧対照表

現行	改正案
別表第1(第1条関係) 【別記1 参照】	別表第1(第1条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

番号	区分		報酬の額(円)
1	教育委員会委員		月額 51,200
2	選挙管理委員会	委員長	月額 36,600
		委員	月額 31,400
		補充員	日額 7,400
3	監査委員	代表監査委員	月額 156,700
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 125,300
		議会議員のうちから選任された者	月額 34,400
4	公平委員会	委員長	月額 18,800
		委員	月額 16,700
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 33,200 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 29,500 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 27,600 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 27,600 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
6	固定資産評価審査委員会委員		日額 7,800
7	国民健康保険運営協議会委員		日額 7,400
8	総合計画審議会委員		日額 7,400

9	自転車等駐車対策協議会委員		日額 7,400
10	市民活動支援制度審査会委員		日額 7,400
11	特別職報酬等審議会委員		日額 7,400
12	退職手当審査会委員		日額 7,400
13	行政改革推進委員会委員		日額 7,400
14	行政不服審査会委員		日額 7,400
15	個人情報保護審議会委員		日額 7,400
16	情報公開審査会委員		日額 7,400
17	防災会議委員その他の構成員		日額 7,400
18	国民保護協議会委員その他の構成員		日額 7,400
19	環境審議会委員		日額 7,400
20	廃棄物減量等推進審議会委員		日額 7,400
21	障害者自立支援審査会委員		日額 23,400
22	介護認定審査会委員		日額 23,400
23	子ども・子育て会議委員		日額 7,400
24	社会福祉施設等嘱託医		月額 77,500以内
25	働く婦人の家運営委員会委員		日額 7,400
26	都市計画審議会委員		日額 7,800
27	都市景観審議会委員		日額 7,400
28	住居表示審議会委員		日額 7,400
29	建築審査会	会長	日額 16,700
		委員	日額 14,700
30	開発審査会	会長	日額 16,700
		委員	日額 14,700
31	ホテル等建築審査会委員		日額 7,400
32	空家等対策協議会委員		日額 7,400
33	水道料金等審議会委員		日額 7,400
34	上下水道事業審議会委員		日額 7,400
35	市民病院地域医療支援委員会委員		日額 7,400

36	学校運営協議会委員	年額 12,500
37	生涯学習推進会議委員	日額 7,400
38	社会教育委員	年額 35,600
39	社会教育指導員	月額 110,800
40	公民館長	月額 9,900
41	公民館運営審議会委員	日額 7,400
42	スポーツ推進委員	年額 36,600
43	文化財保護審議会委員	年額 33,400
44	博物館運営協議会委員	日額 7,400
45	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 7,400
46	図書館協議会委員	日額 7,400
47	選挙長及び開票管理者	日額 12,600以内
48	投票管理者	日額 14,700以内
49	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 11,500以内

改正案

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 51,200	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 36,600
		委員	月額 31,400
		補充員	日額 7,400
3	監査委員	代表監査委員	月額 156,700
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 125,300
		議会議員のうちから選任された者	月額 34,400
4	公平委員会	委員長	月額 18,800
		委員	月額 16,700
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 33,200 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 29,500

		能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
	委員	基本報酬 月額 27,600 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 27,600 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
6	固定資産評価審査委員会委員	日額 7,800
7	国民健康保険運営協議会委員	日額 7,400
8	総合計画審議会委員	日額 7,400
9	自転車等駐車対策協議会委員	日額 7,400
10	市民活動支援制度審査会委員	日額 7,400
11	特別職報酬等審議会委員	日額 7,400
12	退職手当審査会委員	日額 7,400
13	行政改革推進委員会委員	日額 7,400
14	行政不服審査会委員	日額 7,400
15	個人情報保護審議会委員	日額 7,400
16	情報公開審査会委員	日額 7,400
17	防災会議委員その他の構成員	日額 7,400
18	国民保護協議会委員その他の構成員	日額 7,400
19	環境審議会委員	日額 7,400
20	廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,400
21	障害者自立支援審査会委員	日額 23,400
22	介護認定審査会委員	日額 23,400
23	子ども・子育て会議委員	日額 7,400
24	社会福祉施設等嘱託医	月額 77,500以内
25	働く婦人の家運営委員会委員	日額 7,400
26	都市計画審議会委員	日額 7,800

27	都市景観審議会委員		日額 7,400
28	住居表示審議会委員		日額 7,400
29	建築審査会	会長	日額 16,700
		委員	日額 14,700
30	開発審査会	会長	日額 16,700
		委員	日額 14,700
31	ホテル等建築審査会委員		日額 7,400
32	空家等対策協議会委員		日額 7,400
33	水道料金等審議会委員		日額 7,400
34	上下水道事業審議会委員		日額 7,400
35	市民病院地域医療支援委員会委員		日額 7,400
36	学校運営協議会委員		年額 12,500
37	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員		日額 13,000
38	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員		日額 15,000
39	一宮市いじめ問題再調査委員会委員		日額 15,000
40	生涯学習推進会議委員		日額 7,400
41	社会教育委員		年額 35,600
42	社会教育指導員		月額 110,800
43	公民館長		月額 9,900
44	公民館運営審議会委員		日額 7,400
45	スポーツ推進委員		年額 36,600
46	文化財保護審議会委員		年額 33,400
47	博物館運営協議会委員		日額 7,400
48	三岸節子記念美術館運営協議会委員		日額 7,400
49	図書館協議会委員		日額 7,400
50	選挙長及び開票管理者		日額 12,600以内
51	投票管理者		日額 14,700以内
52	投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		日額 11,500以内

平成30年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野 和雄

提 案 理 由

一宮市立小中学校の平成30年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成30年度 全国学力・学習状況調査（案）

### 調査の主体

文部科学省

### 調査の方法

別紙「平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

### 調査の実施日

平成30年4月17日（火）

### 調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

### 調査教科

小学校 国語・算数・理科

中学校 国語・数学・理科

### 英語予備調査について

抽出校を対象とした英語の予備調査

## 平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成29年12月21日  
文 部 科 学 省

### I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### II. 調査の名称

平成30年度全国学力・学習状況調査

### III. 調査の構成

本体調査に加えて、中学校の英語予備調査を実施する。

### IV. 本体調査

#### 1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

##### ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

##### イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

#### 2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成30年4月17日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。  
(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成30年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

#### 4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

#### 5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の

事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語，算数・数学のそれぞれ，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 理科については、

①理科の問題の全体の平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

②理科の問題のうち，主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(ウ) 以下をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①都道府県教育委員会

②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③指定都市教育委員会

④教育委員会

⑤学校

⑥児童生徒

(エ) 各教科の設問ごとの正答率等

(オ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

## (2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ，上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

#### (ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

#### (イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

#### (ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協

力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
  - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
  - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
  - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
    - ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
    - ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
  - (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
  - (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供す

ることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏

まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき利用・公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正

確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 7. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。
- イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
- (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- (ウ) 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- (エ) 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会，学校等は，調査の目的の達成に資するよう，調査結果等の活用を図るため，調査結果等の提供を受ける機関等において，本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り，関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会，学校等においては，調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

## (2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は，調査に使用する解答用紙等について，児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は，個々の児童生徒を識別することを目的として，各設置管理者及び各学校等に対して，氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し，調査結果等と照合しない。

ウ 各教育委員会，学校等においては，調査に関して知り得た個人情報について，それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき，適切に取り扱うこと。

## (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に，特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は，教育委員会，学校等の判断により，①当該学校について調査の実施そのものを見合わせる事，又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお，②の場合，全体の集計からは除外することとするが，教育委員会，学校等の求めに応じて，文部科学省は，採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては，教育委員会及び学校の判断により，以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については，以下のとおり，当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

① 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

② 理科：1単位時間相当

### (イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

② 理科 : 1 単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成30年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 中学校の英語予備調査

1. 調査の目的

平成31年度全国学力・学習状況調査の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校の中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年及び特別支援学校中学部第3学年の原則として全生徒を対象とする。

(2) 調査の対象としない生徒

ア 特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち、

調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

(ア) 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒

(イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

イ 教科に関する調査のうち、「聞くこと」及び「話すこと」が必要となる問題について、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、調査の対象としないこととすることができる。

### 3. 調査事項

#### (1) 生徒に対する調査

##### ア 教科に関する調査

(ア) 教科は、英語とし、出題範囲は、「Ⅳ. 本体調査 2. (1) ア (イ)」と同様とする。

(イ) 出題形式については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を問う問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」を問う問題の解答は原則として口述式によるものとする。

##### イ 質問紙調査

調査する学年の生徒を対象に、学習意欲等に関する質問紙調査（以下「生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校に対する質問紙調査

学校質問紙調査を実施する。

### 4. 調査実施日等

#### (1) 調査実施日等

調査の実施日は、平成30年5月1日火曜日から5月31日木曜日の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な1日とする。

調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」を問う問題を1単位時間、「話すこと」を問う問題を生徒1人当たり15分程度（準備や移動に要する時間を含む。）で実施する。

#### (2) 調査実施に関するスケジュール

別紙5のとおりとする。

### 5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする（調査の実施系統図は、別紙6）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (4) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査の結果を公表するとともに、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）及び当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

### (1) 調査結果の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型、調査の実施状況を公表する。

### (2) 調査結果の提供

文部科学省は、対象教育委員会及び対象学校に対して、以下のとおり調査結果を提供する。

(ア) 対象教育委員会に対しては、その設置管理する対象学校の状況に関する調査結果

(イ) 対象学校に対しては、当該対象学校の状況に関する調査結果

### (3) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

「Ⅳ. 本体調査 5. (5)」と同様とする。

## 7. 調査実施に当たっての相談体制

「Ⅳ. 本体調査 6. 」と同様とする。

## 8. 留意事項

### (1) 教育委員会及び学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を取り扱うに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 各対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各対象教育委員会、対象学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各対象教育委員会及び対象学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に取り扱うとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各都道府県・指定都市教育委員会においては、本実施要領の趣旨を踏まえ、必要に応じ、近隣の都道府県・指定都市教育委員会と情報共有又は視察等を行い、様々な学校種等における実施状況を把握するよう努めるとともに、域内の市町村教育委員会及び学校に対し、本調査の実施後、その概要等について適切に周知を図ること。

### (2) 個人情報の保護

「IV. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

### (3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

外国語 : 1.3単位時間相当

イ 生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

### (4) 障害のある生徒に対する配慮

障害のある生徒については、対象学校の判断により、当該生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用等の配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各対象学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用等の配慮を可能とする。

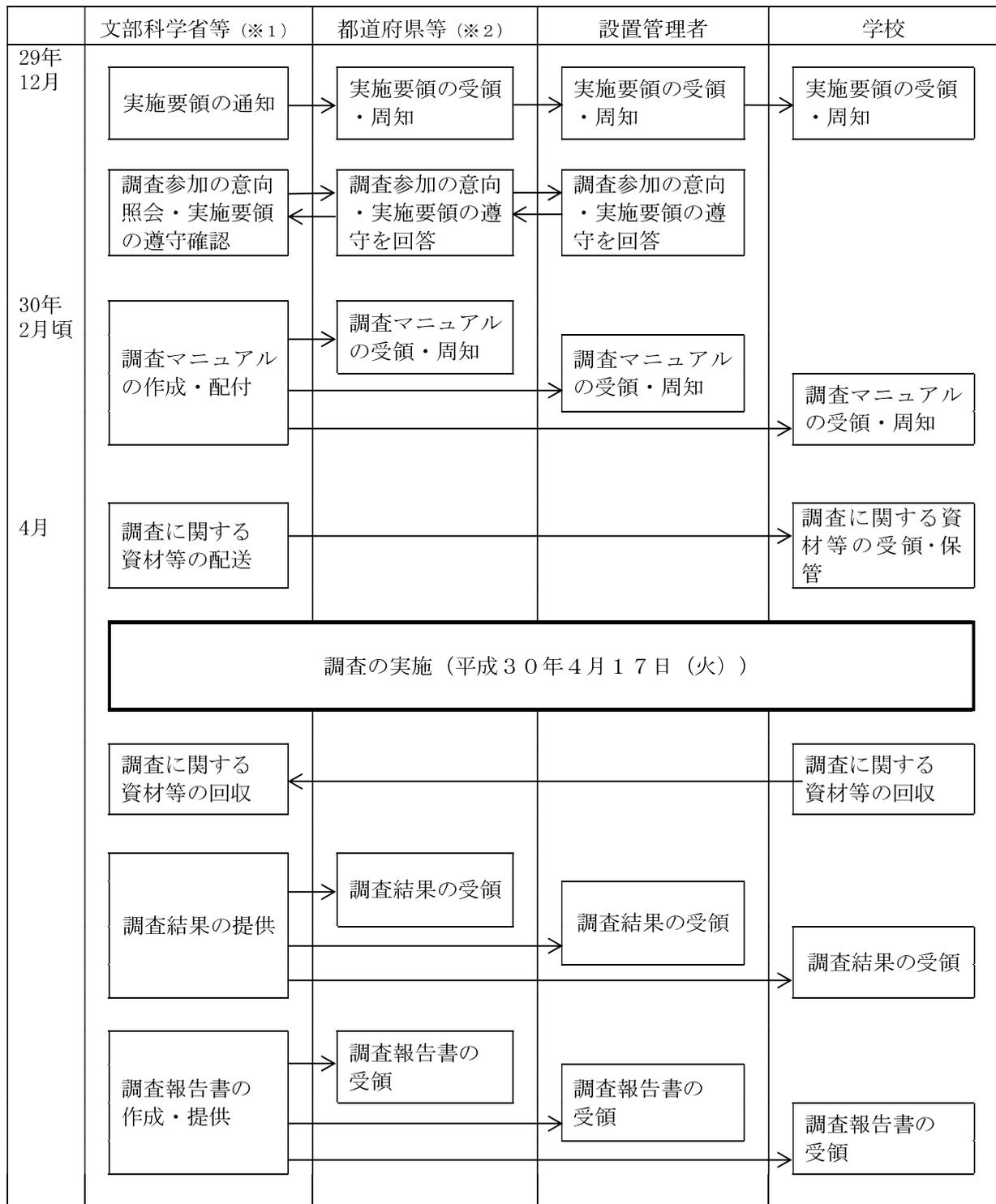
(6) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成30年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール（予定）

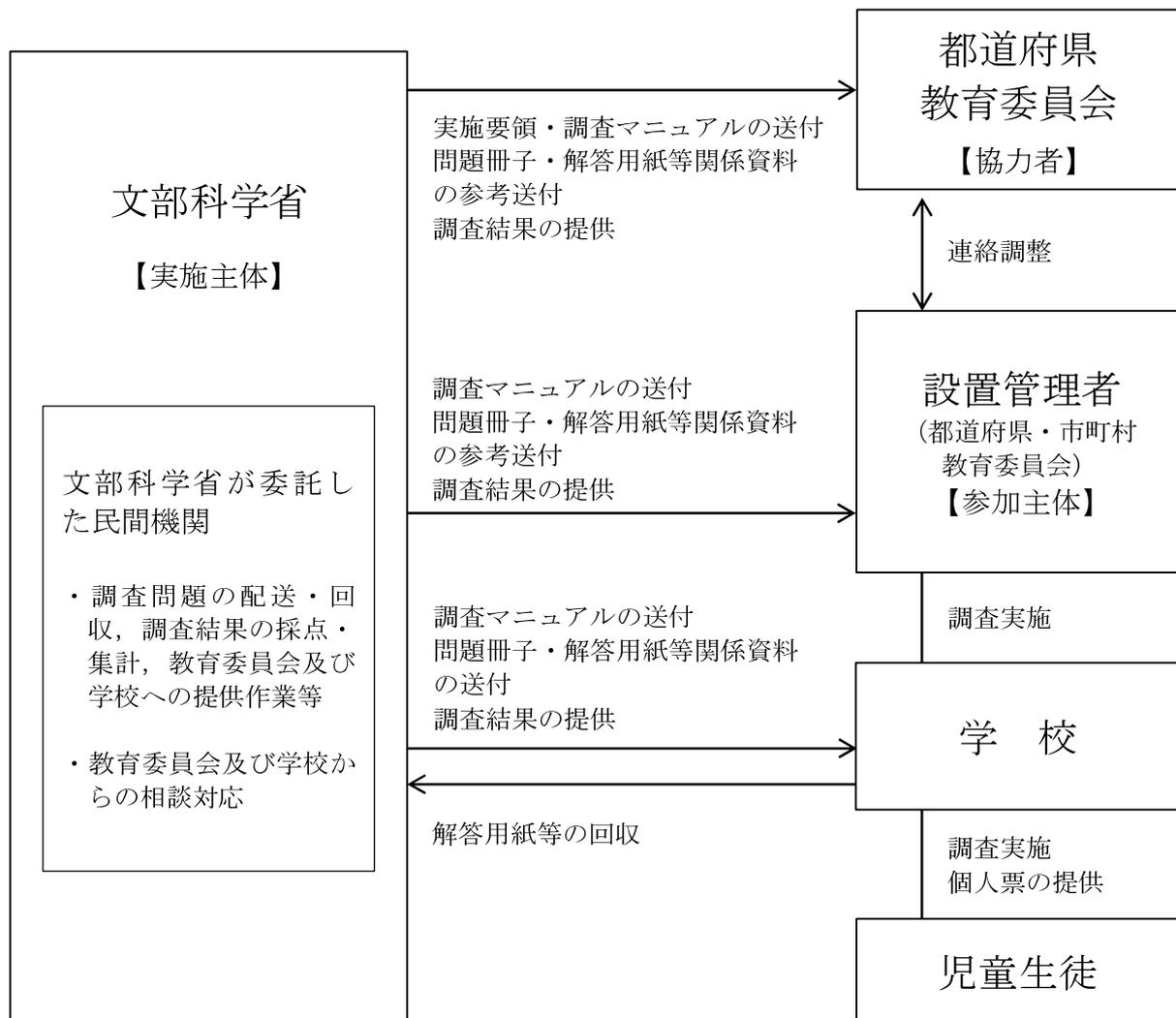


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

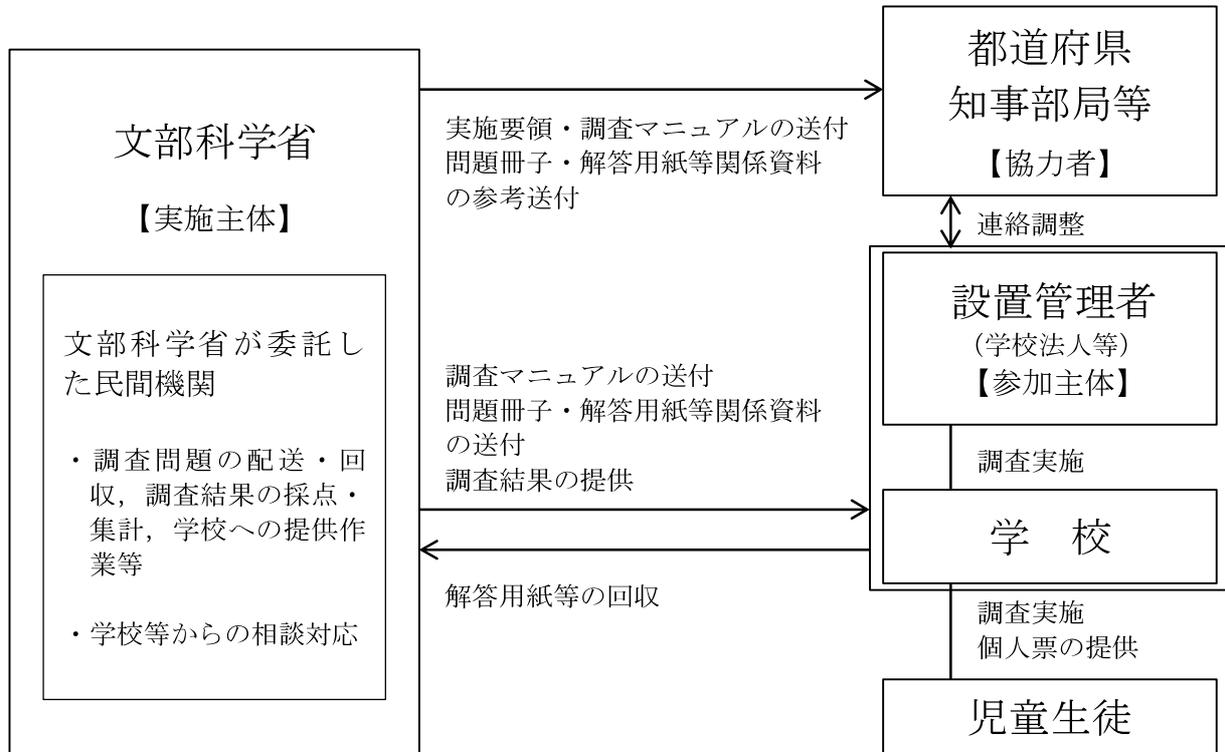
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



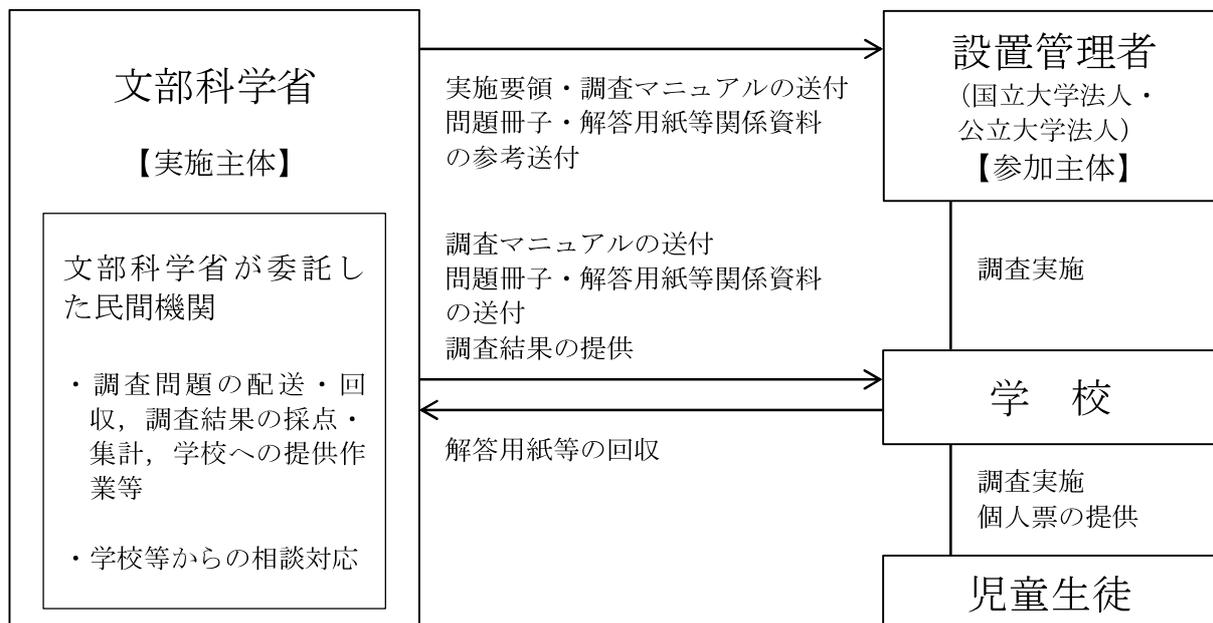
### 本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



### 本体調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



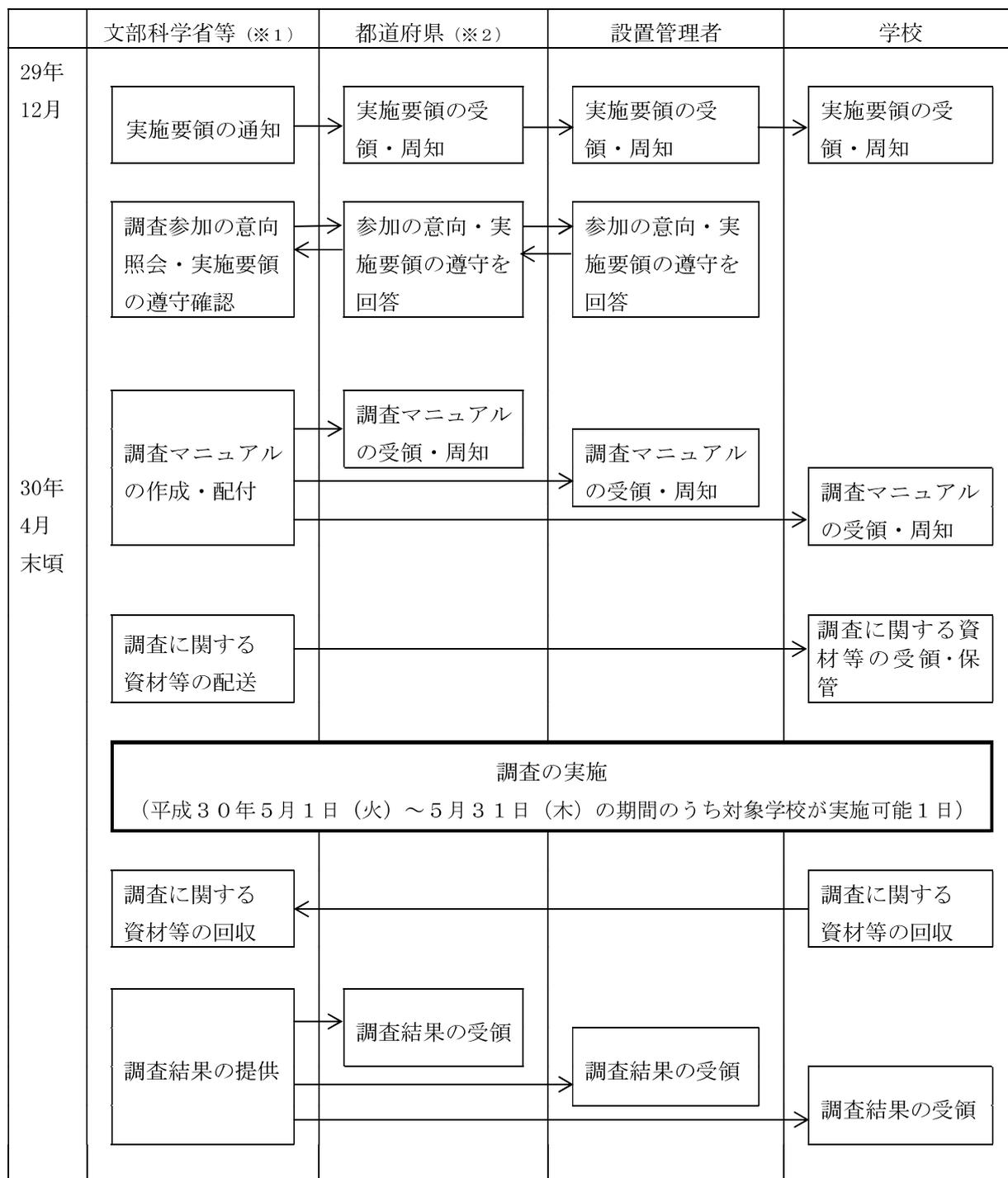
## 文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・三教科五区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
	⑥児童生徒	○	○	○	○	○	
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 中学校の英語予備調査の実施に関するスケジュール (予定)

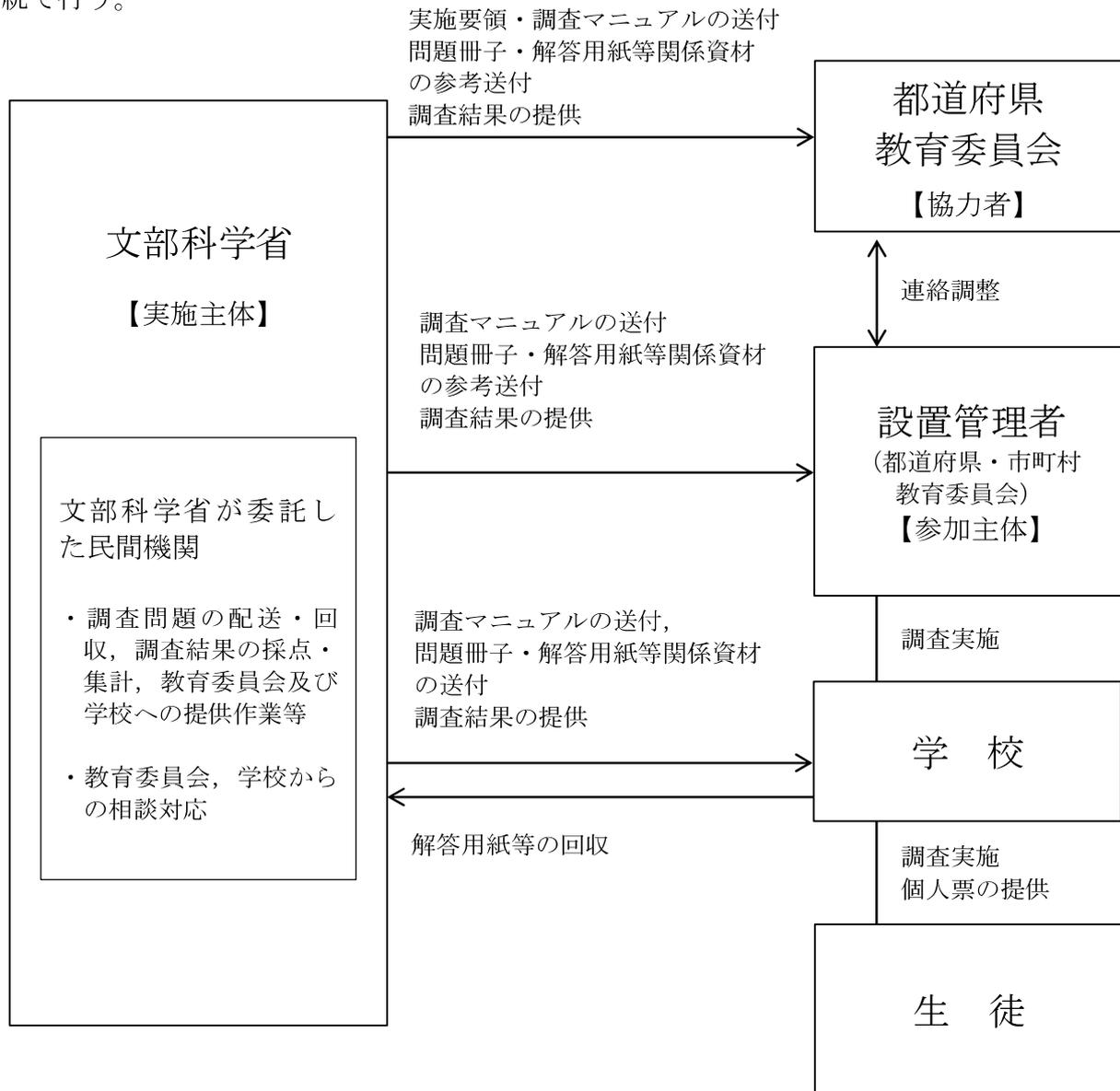


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県とは、都道府県教育委員会をいう。設置管理者である指定都市教育委員会に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

### 中学校の英語予備調査の実施系統図

市町村教育委員会が設置管理する学校において、中学校の英語予備調査は次のような系統で行う。



## 資料 1

平成 30 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（一部抜粋）

「中学校の英語予備調査について」

平成 29 年 12 月 21 日  
文 部 科 学 省

### V. 中学校の英語予備調査

#### 1. 調査の目的

平成 31 年度全国学力・学習状況調査の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施に資することを目的とする。

#### 2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校の中学校第 3 学年，義務教育学校後期課程第 3 学年，中等教育学校前期課程第 3 学年及び特別支援学校中学部第 3 学年の原則として全生徒を対象とする。

#### (2) 調査の対象としない生徒

ア 特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち，12 調査の対象となる教科について，以下に該当する生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

(ア) 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒

(イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

イ 教科に関する調査のうち，「聞くこと」及び「話すこと」が必要となる問題について，右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが 60 デシベル以上の生徒は，調査の対象としないこととすることができる。

#### 3. 調査事項

#### (1) 生徒に対する調査

##### ア 教科に関する調査

(ア) 教科は，英語とし，出題範囲は，「IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)」と同様とする。

(イ) 出題形式については，「聞くこと」，「読むこと」，「話すこと」，「書くこと」を問う問題を出題し，記述式の問題を一定割合で導入するとともに，「話すこと」を問う問題の解答は原則として口述式によるものとする。

##### イ 質問紙調査

調査する学年の生徒を対象に，学習意欲等に関する質問紙調査（以下「生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校に対する質問紙調査

学校質問紙調査を実施する。

#### 4. 調査実施日等

#### (1) 調査実施日等

調査の実施日は，平成 30 年 5 月 1 日火曜日から 5 月 31 日木曜日の期間中，調査の対象となった学校が実施可能な 1 日とする。

調査時間は，「聞くこと」，「読むこと」，「書くこと」を問う問題を 1 単位時間，「話すこと」を問う問題を生徒 1 人当たり 15 分程度（準備や移動に要する時間を含む。）で実施する。

平成 3 0 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成 3 0 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 0 年 1 月 3 0 日

一宮市教育委員会  
教育長 中 野 和 雄

提案理由

平成 3 0 年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（案）

### 1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

### 2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

第4号議案

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の改訂について

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の改訂について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校事務共同実施組織設置要綱第2条に基づく学校事務共同実施グループ分けでの事務の共同実施において、事務量の偏りなどの支障があるため、グループ分けを示す「別表第1」を改訂したく、本案を提出します。

## 一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「一宮市立学校管理規則」(以下「管理規則」という。)第13条の3の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、次に掲げる事項を実施するために一宮市立小中学校事務共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 教育行政サービスの均質化及び高質化
- (2) 予算の効率的な執行
- (3) 事務改善の推進
- (4) 事務職員の能力の開発及び維持
- (5) 休暇、休職等の事務職員該当学校への支援
- (6) 学校現場における研修
- (7) 学校事務の標準化及び効率化
- (8) 教員の事務負担の軽減
- (9) その他教育を支える活動の推進

### (組織)

第2条 教育委員会は、「別表第1」のとおり中学校区などを基本として、学校事務共同実施グループ(以下「グループ」という。)を指定する。

- 2 グループは、グループ内各校の事務職員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

### (グループ長)

第3条 グループ内の業務を円滑かつ効果的に行うために、グループの運営責任者としてグループ長を置く。

- 2 グループ長は、総括事務長をもって充てる。ただし、当該グループ内に総括事務長がいない場合には、それに代わる者の中から教育委員会が任命する。
- 3 グループ長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 グループ長は、グループを異にして異動した場合は、自動的にその職を解かれる。
- 5 グループ長の本務校を拠点校として、共同して事務処理を円滑に行うものとする。
- 6 拠点校の校長は、当該グループを総括する。

### (グループ長の役割)

第4条 グループ長は、グループ内の事務が円滑に行われるよう、グループ内各校の校長の監督を受け、事務の共同処理を推進する。

- 2 グループ長は、グループ内の構成員の指導・育成及び服務管理を行う。
- 3 グループ長は、グループ内の構成員の分掌すべき事務を割り振り、事務処理方法を指示する。
- 4 グループ長は、グループ内の構成員の分掌すべき事務を決定するに当たっては、構成員の職名、経験等を勘案し、構成員間の事務の繁閑を平準化し、

円滑かつ効率的な業務運営を図るよう努める。

- 5 グループ長は、構成員間の協力を促し、グループ内における連携を図るため、ミーティングを定期的実施し、構成員間の情報共有を図るよう努める。

(統括グループ長)

第5条 教育委員会事務局の指示に基づき、グループ間の連絡調整及び教育委員会事務局等との調整を行うため、統括グループ長を置く。

- 2 統括グループ長は、グループ長の中から教育委員会が任命する。
- 3 統括グループ長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 拠点校の校長は、グループにおいて処理する業務等について、当該グループ内の各校の校長と十分協議したうえで、グループ長が策定する共同実施計画書を教育委員会へ報告する。

(業務)

第7条 共同実施組織の所掌事務は、管理規則13条に規定する職務及び市町村立学校事務職員等の任命について（平成12年3月17日付愛知県教育委員会教育長教総第81号・教保第125号通知）のほか、次のとおりとする。

- (1) 平成21年2月3日付一宮市教育委員会教育長通知「一宮市立小中学校事務職員の標準的な職務等について」の趣旨に基づき、別表に示された職務内容
- (2) 教育委員会から委任を受けた事務
- (3) その他共同して事務処理を行うことが適当と認められる事務

(専決事項)

第8条 グループ内各校の校長の権限に属する事務の一部をグループ長（総括事務長及び事務長に限る。）に専決させることができる。専決事項は、「別表第2」のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には専決させることはできない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
  - (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合
- 2 グループ長は、専決した事項について、グループ内の関係校長に報告しなければならない。

(勤務)

第9条 教育委員会は、グループ内各校の事務を必要に応じて共同処理するため、事務職員がグループ内各校で勤務することができるよう、兼務の発令を愛知県教育委員会へ内申する。

(服務)

第10条 事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が行う。グループ内各校で業務に従事する場合は兼務校の校長が行う。

- 2 グループ内各校の校長は、共同実施計画に基づき、当該校を本務とする事務職員にグループ内各校等への出張を命ずるものとする。

(共同実施協議会)

第11条 一宮市立小中学校の事務の共同実施組織の業務を円滑に実施するため、一宮市立小中学校事務共同実施協議会(以下「共同実施協議会」という。)を設置する。

- 2 共同実施協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(グループ長会議)

第12条 教育委員会は、各グループの統括及びグループ間の事務処理方法の調整、課題解決等を行うため、グループ長会議を開催することができる。

- 2 グループ長会議は、各グループ長により構成する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

「別表第1」(第2条関係)

共同実施グループ	学 校 名
北部中・西成中 西成東部中学区(東1)	北部中・宮西小・貴船小 西成中・西成小・瀬部小 西成東部中・赤見小・西成東小
葉栗中・浅井中学区(東2)	葉栗中・葉栗小・葉栗北小 浅井中・浅井北小・浅井南小・浅井中小
中部中・大和中学区(西1)	中部中・神山小・末広小 大和中・大和東小・大和西小
尾西第一中・尾西第二中 萩原中学区(西2)	尾西第一中・起小・三条小・大徳小 尾西第二中・朝日東小・朝日西小 萩原中・萩原小・中島小
南部中・大和南中学区 (南1)	南部中・大志小・向山小・浅野小・富士小 大和南中・大和南小
丹陽中・千秋中学区(南2)	丹陽中・丹陽小・丹陽西小・丹陽南小 千秋中・千秋小・千秋南小・千秋東小
今伊勢中・北方中・奥中学区 (北1)	今伊勢中・今伊勢小・今伊勢西小 北方中・北方小 奥中・奥小
木曾川中・尾西第三中学区 (北2)	木曾川中・黒田小・木曾川西小・木曾川東小 尾西第三中・小信中島小・開明小

「別表第2」(第8条関係)

グループ長専決事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること</li> <li>② 教職員の児童手当の認定に関すること</li> <li>③ 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認、その他の手続き</li> <li>④ 教職員の給与等に係る報告</li> <li>⑤ 旅費に係る請求依頼の確認及び審査</li> <li>⑥ 会計経理に係る軽易な報告</li> <li>⑦ 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査</li> </ul>

一宮市立小中学校事務共同実施組織設置要綱の新旧対照表

改正前		改正後	
「別表第1」(第2条関係)		「別表第1」(第2条関係)	
共同実施グループ	学 校 名	共同実施グループ	学 校 名
北部中・葉栗中 浅井中学区	北部中・宮西小・貴船小 葉栗中・葉栗小・葉栗北小 浅井中・浅井北小・浅井南小・浅井中小	北部中・西成中 西成東部中学区(東1)	北部中・宮西小・貴船小 西成中・西成小・瀬部小 西成東部中・赤見小・西成東小
中部中・大和中 大和南中・萩原中学区	中部中・神山小・末広小 大和中・大和東小・大和西小 大和南中・大和南小 萩原中・萩原小・中島小	葉栗中・浅井中学区(東2)	葉栗中・葉栗小・葉栗北小 浅井中・浅井北小・浅井南小・浅井中小
尾西第一中・尾西第二中 尾西第三中学区	尾西第一中・起小・三条小・大徳小 尾西第二中・朝日東小・朝日西小 尾西第三中・小信中島小・開明小	中部中・大和中学区(西1)	中部中・神山小・末広小 大和中・大和東小・大和西小
南部中・西成中 西成東部中学区	南部中・大志小・向山小・浅野小・富士小 西成中・西成小・瀬部小 西成東部中・赤見小・西成東小	尾西第一中・尾西第二中 萩原中学区(西2)	尾西第一中・起小・三条小・大徳小 尾西第二中・朝日東小・朝日西小 萩原中・萩原小・中島小
丹陽中・千秋中学区	丹陽中・丹陽小・丹陽西小・丹陽南小 千秋中・千秋小・千秋南小・千秋東小	南部中・大和南中学区 (南1)	南部中・大志小・向山小・浅野小・富士小 大和南中・大和南小
奥中・北方中・今伊勢中 木曾川中学区	奥中・奥小 北方中・北方小 今伊勢中・今伊勢小・今伊勢西小 木曾川中・黒田小・木曾川西小・木曾川東小	丹陽中・千秋中学区(南2)	丹陽中・丹陽小・丹陽西小・丹陽南小 千秋中・千秋小・千秋南小・千秋東小
		今伊勢中・北方中・奥中学区 (北1)	今伊勢中・今伊勢小・今伊勢西小 北方中・北方小 奥中・奥小
		木曾川中・尾西第三中学区 (北2)	木曾川中・黒田小・木曾川西小・木曾川東小 尾西第三中・小信中島小・開明小

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成30年1月31日)

氏名	性別	備考
もり だいすけ 森 大介	男	社会教育関係者 一宮青年会議所副 理事長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
みつら ともなお 光樂 朋尚	男	社会教育関係者 一宮青年会議所 副理事長就任の ため	新

3. 委嘱期間

平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

平成29年度

# 一宮市社会教育委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考	新任 再任
大津 純	学識経験者	H29.5.18～	
今川 峰子	〃		
益川 浩一	〃		
日比野 隆夫	〃		
大島 美智子	〃		
川合 綾子	〃		
馬 淵 博	〃		
日 比 幸	一宮市小中学校長会	H29.5.1～	
杉 本 智	一宮市公民館長連絡協議会		
尾 関 勝子	一宮市地域女性団体連絡会	H29.6.1～	
不 破 皓	一宮市芸術文化協会		
大竹 幹雄	一宮市体育協会		
光 樂 朋尚	一宮青年会議所	H30.2.1～	新
赤 尾 なな	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	H29.6.1～	
若林 眞由美	子育てネットワーカー		

H30.2.1現在

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
47	福井市自然体験交流 推進協議会 会長 まえかわ かつみ 前川 勝己	2018 子どもジオ自 然体験活動(18 ふ くい春の恐竜たい けんキャンプ)	・自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。 ・恐竜博物館で恐竜の生きていた時代の様子に触れるとともに、地球の成り立ち、日本の成り立ちを学び、子どもたちの科学する心を育てる。 ・新たなスタート(進級・進学)に第一歩を踏み出すために、異年齢の交流や共同生活を体験する。 参加者:小学校1年生~6年生 各組35名	1組 平成30年 3月29日 (木)~3月 30日(金) 2組 平成30年 3月31日 (土)~ 4月1日 (日)	勝山恐竜の森 福井県立恐竜博物館 県立奥越高原青少年自然の家など	12,000円	(6)
48	社会医療法人 杏嶺会 上林記念病院  うりす ひろゆき 瓜巢 洋之	きらめきフェス	・企業ブース(職場体験) 飲食・美容・メディア・サービス・消防・警察・自衛隊・土木・医療と様々なジャンルの企業からの協力(ボランティア)を得る。 ・バザー 患者様が主体となったフリーマーケットの実施 ・ステージ発表 地域に在る様々なサークルやグループの発表の場とする。 ・発達障害に関する講演会 こどもの発達障害を地域住民に理解してもらい機会を設ける。 ・地域の小中学生とその保護者 500名	平成30年 5月27日 (日)	上林記念病院内及び病院正面駐車場	無料	(4) (6)
49	愛知子ども観光大使 実行委員 会長  みずの あきこ 水野 彰子	第4回全国連合子ども観光大使大会 in 愛知	・自分の住む地域のよさを体験し、地域のよさを伝える発信をし、よりよい地域づくりをしていこうとする 「子ども観光大使」を育てる。 ・参加見込み数 200名	平成30年 7月28日 (土)	大府市勤労文化会館	一般、教職員3,000円 その他 無料	(7)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
50	特定非営利活動法人 ふれあいサロンさん・さんガーデン 理事長  いなみ のりこ 井浪 典子	「2018年 アキ・ラー氏 講演会・平和を語る」	・地雷撤去活動家のアキ・ラー氏を招いて、「平和を語る」と題して講演会を行う。日本の子どもや大人に、戦争の悲惨さを伝えたい、平和は作るものだ」とのアキ・ラー氏の思いを実現するためにも事業を計画  参加予定者：のべ2,000名予定	平成30年 9月13日 (木) 9月14日 (金) 9月16日 (日)	13日(木) 一宮市立北方中学校 14日(金) 一宮市立貴船小学校 16日(日) 一宮市民会館大ホール	無料	(4)
51	いちい信用金庫 理事長  あわの ひでき 栗野 秀樹	第21回いちい金融スクール 「春休み親子で学ぶ金融教室」	・地域の小学生と保護者を対象とした金融教室 「見て学ぼう」「触れて学ぼう」「クイズ」「ゲームで遊ぼう!お金の使い方」「あいち航空ミュージアムの見学」 ・参加者20組40名 (保護者同伴で1組2名の参加)	3月28日 (水) 午前9時30分~午後4時30分	いちい信用金庫本店 4階会議室及び本店営業部	無料	(6)
52	NPO法人元気な学校を支援し創る会 代表  きむら よしひろ 木村 芳博	平成30年度教師力アップセミナー	・授業名人や優れた実践者、研究者の講演を通じて、教師の資質・授業技術の向上を目的としている。 ・教員120名/1回	4月28日 (土) 6月23日 (土) 9月2日 (日) 10月8日 (祝・月) 10月28日 (日) 平成31年 1月12日 (土) 2月17日 (日)	大口町立大口中学校	有料 年間 8,000円 1回 3,000円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
53	特定非営利活動法人 メモイの森の仲間た ち 代表理事 ながよし ごう 永吉 剛	清流王国郡上・春 休みこどもキャン プ	・子どもが主体となり、何をして遊ぶ のかを自分たちで考えるフリーキャ ンプを行う。 ・活動例として、森の隠れ家づくり、 アウトドアクッキング、キャンプフ ァイヤーなどを行う。 ・2泊3日 ・東海地方在住の小学校 1年生から中学3年生 ・計180名	平成30年 3月25日 (日) ～3月27 日(火) 3月29日 (木) ～3月31 日(土) 4月2日 (月) ～4月4日 (水) 4月5日 (木) ～4月7日 (土)	こうじびら 山の家(岐 阜県郡上市 明宝畑左)	有料 2泊3日 29,800円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
65	チアフル・ママ 代表 えさき 江崎 あずみ 主催(共催) チアフル・ママ 及び NPO 法人 ORR 社会 貢献センター	チアフル&リボン ライダーズ 旬の 家族フェア 2018	子ども仕事体験、入学 体験、ブース出展など	5月13日(日)	一宮市民会館 大平島公園	無料 (一部イベ ントには 体験料が 必要)	(4) (6)
66	愛ランド 21 游墨 書道会 会長 かめやま せつぼう 亀山 雪峰	第34回愛ランド21 游墨会書道展	書道展覧会	3月24日(土)・ 3月25日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
67	大成中学・高等学校 校長 あだち まこと 足立 誠	大成中学・高等学 校管弦楽部 愛知啓成高等学校 ブラスバンド部 第13回定期演奏会	吹奏楽の演奏会	4月29日(日)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
68	ゆめぼっけ 副代表 よしい みゆき 吉井 みゆ紀	ゆめぼっけライブ Vol.8 ゆめぼっけ結成15 周年記念写真展	障がい児者とサポート メンバーによる音楽 ライブと写真展	7月21日(土)	長良川国際 会議場	有料 〔前売〕 1,000円 〔当日〕 1,500円	(6)
69	一宮書道連盟 会長 たしろ しゅんえん 田代 春苑	おりもの感謝祭一宮 七夕まつり 第46回 学生書道展、第25 回選抜作品展	書作品の展示	7月14日(土)・ 7月15日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
49	世界誠道空手道連 盟誠道塾愛知支部 支部長 さわひらとしひで 澤平敏秀	世界誠道空手道連盟 日本支部 2018 年全日本ベネ フィットトーナメン ト愛知大会	世界誠道空手道連 盟に所属する幼年 (3~6 歳)少年部(6 ~14 歳)一般部(15 歳以上)による型 (個人戦)、テクニッ ク試合・組手(トー ナメント)を各種目 別に競技する。	4月22日(日)	名古屋市 中スポーツ センター	1人 2,000円	(6)
50	一宮軟式野球連盟 会長 とりごえゆたか 鳥越豊	第18回一宮春季テ ィーボール大会	市内の少年野球チ ーム3年生以下の 選手と母親による ティール大会	3月17日(土) ~3月21日 (祝・水)	大野極楽寺 公園野球場	1チーム 3,000円	(3) (6)
51	一宮ラグビー スクール 校長 まえじまひろし 前島弘嗣 (主催) 一宮ラグビー フットボール協会	平成30年度 一宮ラグビー スクール	ミニ(ジュニア) ラグビーの指導	4月1日(日) ~平成31年 3月31日(日)	一宮市 光明寺公園 球技場他	年額 10,000円	(3) (6)